

グループホーム光明牛田新町 運営規程

第1条（事業の目的）

社会福祉法人広島光明学園が開設するグループホーム光明牛田（以下「事業所」という。）は、要支援2又は要介護1から5の者（以下、「要介護者等」という。）であって認知症の状態にあるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

第2条（運営の方針）

認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助するものである。

介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう利用者の心身状況を踏まえて、妥当適切にサービスを提供する。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努めるものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 事業所は、（介護予防）認知症対応型共同生活介護を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7 （介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。

第3条（事業所の名称及び所在地）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 グループホーム光明牛田新町
- 二 所在地 広島市東区牛田新町三丁目20番15号

第4条（従業員の職種、員数及び職務内容）

事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤。計画作成担当者、介護従業者と兼務）
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 計画作成担当者 2名 (常勤。介護従業者と兼務)

計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成を行う。

(3) 介護従業者 12名以上 (常勤)

4名以上 (非常勤)

介護従業者は、認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護 (以下、「認知症対応型共同生活介護等」という。)を提供する。

第5条 (認知症対応型共同生活介護等の利用定員)

認知症対応型共同生活介護等の利用定員は、18名 (1ユニット9名 2ユニット)とする。

第6条 (指定認知症対応型共同生活介護等の内容)

事業所で行う認知症対応型共同生活介護等の内容は次のとおりとする。

- 一 入浴、排せつ、食事、着替え等の介助
- 二 日常生活上の世話
- 三 機能訓練
- 四 相談、援助

第7条 ((介護予防) 短期利用認知症対応型共同生活介護)

事業所は、入所定員の範囲内で、空いている居室を利用し (介護予防) 短期利用認知症対応型共同生活介護 (以下、「短期生活介護」という。)を提供する。

2 短期生活介護の定員は一の共同生活住居につき1名とする。

3 短期生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。

4 短期生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する介護支援専門員が作成する居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の内容に沿い、事業所の計画作成担当者が生活介護計画を作成することとし、当該生活介護計画に従いサービスを提供する。

5 利用者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、利用者及び家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室に利用することがある。尚、この期間の家賃等の支払いについては利用者ではなく、短期利用共同生活介護の利用者が負担するものとする。

第8条 (利用料その他の費用の額)

認知症対応型共同生活介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

2 下記に定めるものは、別途利用者に費用を請求するものとする。

一 食材料費

二 居住に要する費用

三 光熱水費

四 施設管理費

五 おむつ代

六 理美容代

七 その他、日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

第9条（介護計画の作成）

計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護等サービスの提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通所介護等の活用や地域における活動への参加の機会の確保等、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を作成する。

- 2 計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得るものとする。
- 3 計画作成担当者は、（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付するものとする。
- 4 （介護予防）認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、他の介護従業者及び利用者が（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行うものとする。

第10条（入退居に当たっての留意事項）

認知症対応型共同生活介護等の対象者は要介護者等であつて認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれる。

- (1) 認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者
 - (2) 認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者
 - (3) 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者
- 2 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。
 - 3 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認めた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
 - 4 利用者の退居に際しては、利用者及びその家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保健医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努める。
 - 5 短期生活介護の利用者の入退居に際しては、利用者を担当する介護支援専門員と連携を図ることとする。

第11条（施設の利用に当たっての留意事項）

利用者は、施設の利用に当たって次の事項に留意するものとする。

- (1) 利用者は、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。
- (2) 施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために事業所に協力する。
- (3) 利用者は、身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、速やかに理事長又は管理者に届け出る。
- (4) 利用者は、故意又は過失により施設（設備及び備品）に損害を与えた場合は、その損害を弁償し、又は原状に回復する。損害賠償の額は、利用者の収入及び事情を考慮して減免することができる。
- (5) 利用者は、当事業所内で次の行為をしてはならない。
 - 一 ケンカ、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。
 - 二 指定した場所以外で火気を用いること。
 - 三 施設の秩序、風紀を乱し又は安全衛生を害すること。
 - 四 ペットその他動植物の持込をすること。

第12条（衛生管理等）

事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
 - (4) 前号については令和6年3月31日までの間は努力義務とする運用を行う。

第13条（緊急時等における対応方法）

従業者は、認知症対応型共同生活介護等の提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、利用者に対する認知症対応型共同生活介護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。
- 4 事業所は、利用者に対する認知症対応型共同生活介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

第14条（協力医療機関等）

事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。

- 2 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療連携機関を定めておくよう努めるものとする。
- 3 事業所は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えるものとする。

第15条（非常災害対策）

事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

第16条（苦情処理）

認知症対応型共同生活介護等の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した認知症対応型共同生活介護等に関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 事業所は、提供した認知症対応型共同生活介護等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

第17条（個人情報の保護）

事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

第18条（虐待防止に関する事項）

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第19条（身体拘束の制限）

従業者は、指定認知症対応型共同生活介護等の提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、以下の事項について定めた「身体拘束等行動制限についての取扱要領」に従うこととする。

- (1) 関係従業者が幅広く参加できるケースカンファレンスの実施など、身体的拘束等廃止のための体制
 - (2) 身体的拘束等の必要性（切迫性、非代替性、一時性）を判断するための具体的な手順
 - (3) 身体的拘束等の解除の予定日を記載した処遇改善計画の作成、利用者等又はその家族への説明
 - (4) 身体的拘束等の実施中の経過観察記録の作成及び経過についての利用者等又はその家族への説明
 - (5) 解消後の身体的拘束等の妥当性の検証作業の実施及びその記録
- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

第20条（地域との連携など）

事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

- 2 事業所は、認知症対応型共同生活介護等の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護等について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

第21条（業務継続計画の策定等）

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する認知症対応型共同生活介護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
- 4 前各項については、令和6年3月31日までの間は努力義務とする運用を行う。

第22条（その他運営に関する重要事項）

事業所は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。なお、認知症介護に係る基礎的な研修の受講に関しては令和6年3月31日までの間は努力義務とする。

また、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内
 - (2) 継続研修 年1回
 - (3) その他の研修
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 事業者は、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守させるため、従業者でなくなった後においても秘密を漏らすことがないように、就業規則に記載するとともに従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 事業所は、適切な認知症対応型共同生活介護等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
 - 5 事業所は、認知症対応型共同生活介護等に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
 - 6 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人広島光明学園と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第23条(改正)

この規程を改正又は廃止するときは、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は平成19年 7月 1日から施行する。

この規程は平成19年11月 1日から施行する。

この規程は平成23年11月 1日から施行する。

この規程は平成24年 4月 1日から施行する。

この規程は平成25年 5月 1日から施行する。

この規程は平成26年 4月 1日から施行する。

この規程は平成27年 1月16日から施行する。

この規程は平成27年10月 1日から施行する。

この規程は平成29年 7月 1日から施行する。

この規程は平成30年 8月 1日から施行する。

この規程は令和 元年 5月 1日から施行する。

この規程は令和 3年10月 1日から施行する。